

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1707

5 月の 税 務

《 も く じ 》

- 1, 自動車税の納付
賦課期限…4月1日
納期限…5月中において都道府県の条例
で定める日
- 2, 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税
額の納付
納期限…5月10日
- 3, 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税
・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得
税)・法人住民税)
申告期限…5月31日
- 4, 3月、6月、9月、12月決算法人・個人
事業者の3か月ごとの期間短縮に係る確
定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 5, 9月決算法人の中間申告(法人税・法人
事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…5月31日
- 6, 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、
12月決算法人・個人事業者の3月ごとの
中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 7, 確定申告税額の延納届による延納税額の
納付
申告期限…5月31日

◎税務のニュース

コンビニ各社/コンビニの消費税率/個別の
意思確認不要 … 2

◇中小企業経営者のための豆知識

2019年4月1日以降に適用されるもの

- 1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶
予制度の創設 … 3
- 2. 小規模宅地等の特例に係る特定事業用
宅地等の適用要件の見直し … 3

◇中小企業経営者のための豆知識

社員旅行の費用を損金にする

- 1. 福利厚生費にするには … 6
- 2. 社員旅行で経費にできるもの … 6
- 3. 福利厚生費にするための要件 … 6

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

- 7 損金とならない租税公課
(1) 法人税は損金とならない … 11

○青色申告に関するFAQ

◎監査 … 14

■中小企業経営者のための仕訳の実例

◎消耗品費の仕訳

- 1. 消耗品費とは
(1) 消耗品費の定義・意味など … 15
- 2. 器具備品の決算等における位置づけ等
(1) 消耗品費の財務諸表における区分
表示と表示科目 … 17

2019年4月1日以降 に適用されるもの

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

平成30（2018）年度に新設された法人版事業承継税制（特例措置）に類似した制度設計により、個人事業者の特定事業用資産についても事業承継税制が創設されます。

特定事業用財産とは、被相続人の事業（不動産貸付業を除く）の用に供されていた土地（400㎡までの部分）・建物（800㎡までの部分）及び建物以外の減価償却資産（償却資産税・（軽）自動車税の対象になっているもの）で、青色申告書添付の貸借対照表に計上されているものが対象です。

被相続人は相続開始前において、相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない、青色申告により継続記帳・申告をしていることが求められます。

・適用時期

2019年1月1日以降の相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

承継計画は2019年4月1日から2024年3月31日までの間に都道府県に提出されたもの、相続又は贈与の対象期間は2019年1月1日から2028年12月31日までです。

なお、法人版事業承継税制（特例措置）とは1年のタイムラグがあります。

2. 小規模宅地等の特例に係る特定事業用宅地等の適用要件の見直し

「特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の減額の特例」とは、相続又は遺贈により取得した土地の内、被相続人等（※1）が亡くなる直前に事業（※2）の用に供していた宅地等で一定の要件を満たしている宅地等については、一定の相続人が取得した場合には、その宅地等の相続税評価額を400㎡まで80%OFFできるという非常に大きな減額の特例です。

（※1） 被相続人等とは、被相続人のほか、被相続人と生計を一にしていた親族が含まれます。

（※2） 不動産貸付業や駐車場業など貸付事業を除きます

今回の改正で特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除かれることとなります。これは、昨年の平成30年税制改正の中の「貸付事業用宅地等」の改正にならない、節税目的の駆け込み的な適用

など、「相続人等による事業継続を守る」という本来の小規模宅地等の減額特例の趣旨から逸脱した適用を防止するための改正となっています。

要するに、亡くなる直前の入院などのタイミングで個人の遊休地等を無理くり事業用に転用する様なケースが防止されるわけです。

・適用時期

2019年4月1日以降の相続について適用されますが、同日前から事業供用されている宅地等には適用されません。

上記1.との併用はできませんが、「この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を受けることができない」としており、特定事業用宅地等以外の小規模宅地等の特例の適用は許容されると考えられます。

3. 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の要件緩和

相続した実家などが空き家の場合、相続から3年以内に家屋を解体して土地を売却するか、耐震改修を行った上で家屋・土地を売却した場合に、譲渡所得から3,000万円を控除できる特例措置が4年間延長され、2023年12月31日までになりました（1981年5月31日以前に建築された家屋が対象）。

また、被相続人が亡くなる直前まで居住していたことが条件でしたが、要介護認定を受け、かつ相続開始の直前まで老人ホームなどに入所していたこと、入所後用途変更をしていないなどの要件を満たす場合に限り、被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及び敷地についても3,000万円特別控除の適用が可能になります。

・適用時期

2019年4月1日以降の譲渡から適用されます。

4. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与非課税措置は、高齢者世代の保有資産を早期に若年世代へ移転し、経済活性化させることを目的に導入されましたが、格差の固定化や機会の平等の確保に留意した見直しが必要との指摘があることから、所要の見直しを行った上で2年間延長されます。

- (1) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする
- (2) 教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない
- (3) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く）に

において、受贈者が当該贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす

- ① 当該受贈者が23歳未満である場合
- ② 当該受贈者が学校等に在学している場合
- ③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

・適用時期

- (1) 受贈者の所得制限

2019年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する

- (2) 教育資金の範囲見直し

2019年7月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

- (3) 死亡前3年以内に非課税措置の適用を受けた場合の取り扱い

2019年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用する。ただし、同日前に取得した信託受益権等の価額については、管理残額の計算に含まない。

- (4) 教育資金管理契約の終了事由の見直し

2019年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用する

5. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しの

結婚・子育て資金の信託等をする年の前年の合計所得金額が1,000万円を超える受贈者は、非課税措置の適用を受けることができないとした上で、2年間延長されます。

・適用時期

2019年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

6. 土地の所有権移転登記の登録免許税の特例措置を2年間延長

土地の売買による所有権移転登記には、登録免許税が1.5%（本則2.0%）となる軽減措置があり、2年間延長されます。

・適用時期

2021年3月31日まで。

7. サービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税減額措置2年間延長

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税について、新築後5年程度に限り3分の2を減額する措置が2年間延長されました。

・適用時期

2021年3月31日まで。

社員旅行の費用を損金にする

社員旅行にかかる費用は、要件さえ満たせば、往復の交通費から宴会や観光の費用まで、全て「福利厚生費」として会社の経費として落とすことができます。

福利厚生費とは、従業員のために使う費用ととらえて差し支えないと思います。従業員の働く意欲の向上や生活の向上、労働への満足度を上げてもらうために給料以外で会社が支給する施設だったり、サービスの事を指します。

さらに、福利厚生費は全額損金扱いになるため、会社の節税にも繋がります。ただし、場合によっては少額の旅行であっても税務調査で否認され、給与扱いになり課税所得が増えたり、交際費として処理されることもあります。

なお、慰安旅行と社員旅行はそれぞれ意味合いが異なります。

- ・慰安旅行：企業が社員に対して、日頃の頑張りや成果を労うためのレクリエーション活動の一つ
- ・社員旅行：コミュニケーションの活性化、チームビルディング、スキルアップ、視察旅行など旅行の目的が何かしら設定されている旅行

1. 福利厚生費にするには

会社が負担した社員旅行の費用を法人税の計算上、福利厚生費にできると、その分だけ課税所得が減って節税効果があります。しかし、本来役員や社員が負担すべき旅費を会社が負担したと認定されれば、福利厚生費ではなくその役員や社員に対する給与として所得税等の税負担が発生してしまいます。

また、社員旅行の費用が役員や社員間の交際費であると認定されてしまうと、交際費には損金算入に制限があるので会社の節税にならない可能性があります。したがって、節税の観点からは会社が負担した費用が福利厚生費として認められるための要件を満たすことが大切です。

2. 社員旅行で経費にできるもの

社員旅行で経費として認められる内容には、以下のようなものがあります。

- ・往復の交通費
- ・宿泊費
- ・昼食代
- ・夕食代（飲み放題を含む）。夕食の後の2次会は、一般的には自由参加であるため個人負担としておくのが無難です。
- ・国内旅行保険
- ・観光費用

3. 福利厚生費にするための要件

法人税では、次の3つの要件を満たせば、会社が負担した社員のレクリエーション旅行の費用を福利厚生費にすることができます。

○要件 1：旅行期間が4泊5日以内

旅行期間があまりにも長期間だと一般的な福利厚生の特典を出してしまっているため、旅行は4泊5日以内でないと福利厚生費にできません。海外旅行の場合は海外での滞在日数が4泊5日以内であれば大丈夫です。

○要件 2：全体の半数以上が参加

福利厚生は社員に均等になされるべきもの、という考えがありますので、原則としては全員が参加する必要があります。このため、人数の要件が設けられており、最低でも50%は参加すべきとされていますが、この50%の判断は、部署や支店ごとに旅行することが通例であれば、会社全体ではなく、部署や支店ごとに見ても問題ありません。

実際のところ、会社の都合上、社員全員が社員旅行で休むのは難しいですから、部署ごとに、複数回に分けて旅行することも多くあると思います。このような場合には、それぞれで50%の判断をすれば問題ありませんし、行き先が部署によって異なる場合も、上記の要件を満たす場合には問題ないとされています。

法人税の税法上では、正社員だけでなく、その他のパート社員も職場・社員旅行に参加できることになっています。パート社員に限らず、会社と直接雇用関係を結んでいる契約社員やアルバイトさんなども、正社員と同様に、職場・社員旅行に参加する資格（会社側で特別な規定がある場合は、例外となることもあります）があります。

費用の扱いについても、正社員と同様で、福利厚生費が適用されます。

○要件 3：会社負担額が高額過ぎない

会社が負担した旅費があまりにも高額で福利厚生の特典を超えている場合は、旅行全体が福利厚生費ではないとされます。

会社負担額がいくら以内ならば高額過ぎないのかについては、法令や通達などでは明確にされていません。ただし、一般的には一人あたり10万円程度以下であれば高額過ぎるとは言えずに、福利厚生費にできると言われています。他の会社の社員旅行の状況なども参考にしながら、会社負担分が高額になり過ぎないことが大切です。

なお、国税庁の事例説明では、以下の3つの旅行パターンが紹介されています。

- ・ 3泊4日・旅行費用15万円(内会社負担7万円)・全員参加 → 非課税
- ・ 4泊5日・旅行費用25万円(内会社負担10万円)・全員参加 → 非課税
- ・ 5泊6日・旅行費用30万円(内使用者負担15万円)・50%参加 → 課税

一人あたりの社員旅行の費用が10万円以上である場合には、豪華な旅行として捉えられ税務調査において、福利厚生費としての処理を否認される可能性があります。

これら3つの要件を満たさないのに福利厚生費として処理していた場合、税務調査で指摘を受ける可能性があり、もし追徴課税の対象と認定されると、正しく申告した場合よりも高い税率で（最大で約1.4倍）支払うことになるので注意しましょう。

4. 旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合

上記3の3つの要件を満たせば、通常は会社が負担した旅費を福利厚生費にできますが、旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、給与として役員や社員に所得税等が課税されます。

- ・会社都合で不参加の人に金銭を支給する場合

受け取った金銭は、給与として所得税等が課税されます。

- ・自己都合で不参加の人にも金銭を支給する場合

金銭を受け取った人だけではなく、受け取らなかった人（旅行に参加した人）にも金銭の支給があったものとみなして、所得税等が課税されます。

5. 福利厚生費にできない場合

ここまで、会社が負担した社員旅行の費用を福利厚生費にするための要件を説明してきましたが、以下のような旅費は福利厚生費にできません。

(1) 特定の社員をねぎらう旅行、役員のみで行く旅行

特定の社員が対象だったり、役員のみで旅行に行った場合は、課税となるケースがあります。

例えば、優秀な成績の社員を表彰するなどして、特定の条件の社員を連れて行く旅行は、特定の社員に支給された給与所得と判断され課税の対象となります。

役員のみで行く旅行も、役員賞与とみなされ所得税の課税対象となります。

また、特定の役員・社員のみを旅行に出張とし、旅費交通費として経費処理をしたい場合には、日程表を記録・保管し、その旅行先へ行く業務上の必要性を説明できるよう整備をしておく必要があります。

(2) 社員旅行に参加できなかった社員にお金を支給した場合

社員への公平性を考え、社員旅行に参加できなかった者に金銭を支給する事が考えられますが、これは「金銭との選択が可能な旅行」と判断されるため福利厚生費として処理することはできません。

この場合、金銭を受け取った社員には「受け取った額」が、社員旅行に参加した全社員には「社員旅行に要した一人あたりの費用」が給与所得扱いとなり課税されることになります。

また、金銭に変わる商品券・プリペイドカードなどの支給も、換金性が高いと判断され課税対象となります。

(3) 取引先を接待した場合の旅費

取引先を接待目的で社員旅行に同席させた場合には、取引先の旅費は「交際費」として処理する事となり課税対象となります。

補足ですが、資本金が1億円以下の企業については交際費の特例措置が適用され、800万円以内なら交際費も全額損金計上できます。

○特例措置の期間

- ・対象は2014年(平成26年)4月1日以後に始まる事業年度の交際費
- ・期限は2020年3月末まで

○交際費として処理する方法

次のいずれか小さい金額を基準として、法人税が課されます。

- ・支払った交際費の50%を損金にする
- ・定額控除800万円までなら交際費を全額損金にできる

ちなみに、800万円を超えても税金はかかりますが交際費としては処理できます。800万円はあくまで控除限度額となっています。

6. 経費で落とすためにやっておくべきこと

(1) 就業規則に社員旅行を行う旨を明記しておく

税務調査では、私的な目的ではなく社員全員への公平性があったかなどを確認されます。

そのため、就業規則などで社員旅行を定期的に行う旨を明記しておくことで、全社員に対して福利厚生目的であることをはっきりと示せるでしょう。

規程がないと税務調査で必ず否認されるわけではありませんが、規程があれば、規程に基づいて実行しただけなので、私情が介入する疑いは極端に低くなります。特に、家族経営のような私情が介入しやすい会社では、法人としての整備がなされているのかを注意深く疑われるケースがあります。家族での旅行を社員旅行として扱う場合は、必ず事前に就業規則を整えた上で社員旅行に行きましょう。

(2) 証拠書類を保管しておく

社員旅行を会社の経費で開催した際には、本当に旅行が行われたか、社員の慰安目的で行われたかを証明するために、以下の書類は保存をしておく事をおすすめします。

- ・日程表
- ・旅費の請求書・領収書一式
- ・施設のパンフレット
- ・現地での集合写真

7. 社員旅行に関するFAQ

Q：パスポート代は経費になりますか。

社員旅行のため社員が取得するパスポート代は、経費としては認められません。

社員旅行ではなく、業務を伴う出張で海外へ行くなど、業務上パスポートの取得が必要な場合には経費として処理する事が可能です。

Q：家族同伴の社員旅行は家族分も経費ですか。

結論からいうと落とせません。福利厚生費は、社員に対するものですので、家族の旅費を福利厚生費とする事は認められません。

社員旅行に家族を同伴すること事態は認められますが、家族の旅費は個人負担となります。

Q：社員旅行の半分は業務、半分は通常の旅行の場合の処理。

業務と社員旅行が混在する旅行の場合には、旅費日程から、業務目的は旅費交通費、社員旅行に該当する部分は福利厚生費にわけて処理するのが妥当でしょう。

旅費交通費、福利厚生費、いずれにしても全額損金となりますが、出張旅費規程により出張日当が発生することもあり、どこまで支給するか、航空券代等をどちらに振り分けるかの見定めについては、税理士に相談することをおすすめします。

Q：旅行積立金を行う場合

慰安旅行のお金を会社で全額負担するケースもありますが、費用的にも多額になってしまうため、従業員にも費用負担をしてもらうべく、「旅行積立金」を（従業員の）給与から天引きしている会社も多いかと思います。

このように、従業員から旅行積立金を徴収する場合、事前に労働者の過半数で組織する労働組合等（労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者）と「賃金控除に関する協定（賃金の一部を控除して支払うことができる旨を記載した労使協定）」を結んでおく必要があります。つまり、経営者が勝手に規定を作って給料の一部を天引きすれば、労働基準法違反となりますので、ご注意ください。記載例は、「賃金控除に関する協定」「ひな形」などの語句で検索すれば、すぐに見つかりますので、参考にしてみてください。

Q：給与天引きで積み立てた社員旅行費の返金する場合。

社員の給与から天引きをして社員旅行の費用を積み立てていた場合、積立金は「預り金」として不課税処理され、この時点では会社・社員ともに税金はかかりません。

実際に、社員旅行が開催され積立金を使用した場合、使用された分は福利厚生費として処理されます。

ただし、社員旅行が開催され、特定の社員が業務上の理由で社員旅行に参加できなかった場合は、返金を受けた社員のみが、旅費返金分を給与所得とみなされ課税対象となります。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

7 損金とならない租税公課

(1) 法人税は損金とならない

法人税について話す上で、最初に頭に入れて置かなければいけない言葉があります。

それが「損金」です。

損金とは平たく言うと法人税法上も費用となる金額を意味します。法人税法上も費用？と思われるかもしれません。

会計では利益を計算するのに次の計算式により求めます。

$$\text{収益} - \text{費用} = \text{利益}$$

一方、法人税法の場合は次の計算式で求めます。

$$\text{益金} - \text{損金} = \text{所得}$$

なぜこのように会計と法人税で利益の計算式を分けて考えるのでしょうか。

それは、日々帳簿をつける中で費用として経理したものが、そのまま法人税法上も所得を計算する上で、損金（会計でいうところの費用）として差し引けるかということ、そうではないからです。

法人税法の規定は、課税の公平や適正な税負担等を目的として定められています。会計は正しい経営成績と財産状態を開示すること目的としています。両者は目的がそもそも違うのです。

少しわかりづらいと思いますので、例を出して考えてみることにしましょう。

ある会社が決算期末になって利益が大きく出たので、このままでは法人税を多く課せられてしまう。だったら役員に賞与を支給して法人税を少なくしようと考えたとします。

これは、会計上は何ら問題がありませんが、法人税法では利益を調整して法人税を少なくされることを嫌います。そのため、役員賞与に一定の条件をつける、という考え方が出てくるわけです。それはずるい、不公平だ、だから規制しようということです。

会計上は費用だけど、法人税法上は費用にはしないぞ、となるわけです。

このように、法人税法上は費用としないことを「損金に算入しない＝損金不算入」と呼びます。逆に、法人税法上も費用とすることを「損金に算入する＝損金算入」と呼びます。この言葉を覚えておくと、法人税法について書かれた

記事や書籍を読みやすくなるので後々役立つと思います。ここで覚えてしまいましょう。

法人税・住民税・事業税・固定資産税・自動車税・印紙税・延滞税など、会社が支払う税金には、たくさんの種類があります。

これらの税金は、会社の意思にかかわらず納めなければなりません。

そうだとすれば、会社が支払った税金は、当然、
租税公課

として費用に計上するでしょう。

しかし、税法上の扱いでは、その税金の種類によっては損金にならない、すなわち、

損金不算入

となるものがあります。

その代表的なものが、

法人税・住民税

です。

したがって、法人税を支払って、

租税公課

に計上した場合には、申告書別表四②において加算することになります。

もし、仮に法人税が損金になるとすれば、循環的に所得が変動して、国の税収見込みがたたなくなってしまいます。

だから、法人税は、

損金不算入

とされるわけです。

また、次のようなペナルティも、損金になりません。

税金を滞納した場合の延滞税

所得を少なく申告した場合の加算税

交通違反などの罰金

このようなペナルティが損金となるとすれば、その分だけ所得が少なくなって、法人税が安くなってしまいます。

罰金を支払った分だけ法人税が安くなるということは、ペナルティというものがもともと制裁という意味から考えますと、大変おかしいことになります。

だから、ペナルティは、
損金不算入
とされるわけです。

さらに、受取利息や受取配当金から天引きされる税金、すなわち、
源泉所得税
も
損金不算入
となります。

したがって、申告書別表四㊸において加算することになります。

この場合の加算、すなわち損金不算入となることは、ペナルティなどとは少し意味が違います。

例えば、100円の受取配当金があった場合、

	(借 方)		(貸 方)
預 金	80円	／	受取配当金 100円
租 税 公 課	20円		

と仕訳されます。

この租税公課（源泉所得税）20円は、受取配当金100円に対する法人税をすでに支払った、と考えられます。

すなわち、
法人税を前払いした
こととなります。

だから、前払いした法人税は、損金とならないこととなります。

そして、この損金不算入の源泉所得税は、後で、計算された法人税からマイナスすることになります。

これを、
税額控除
といいます。

例えば、計算された法人税が45円だとすれば、源泉所得税20円をマイナスして、25円を法人税として納めることとなります。

したがって、源泉所得税の損金不算入は、後で税額控除という形で取り戻すための1つのステップである、ということです。

青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○監査 | 決算書が正しいかチェックすること

「監査」とは、文字通りの解釈では「監督し、検査すること・人」となります。何をどのように監督し検査するのかというと、業務の執行や会計・経営などを監督・検査するもので、具体的には、決算書などが正しいか正しくないかについて会計士が意見をすることです。

この意見のことを「監査意見」「保証」といい、会計士が監査意見を述べて決算書の内容を保証すれば、監査は無事終了ということになります。

会社法や金融商品取引法の規定により、上場会社などのような一定の要件に当てはまる会社には、監査を受けることが義務付けられています。

上場会社などは、広く株主・債権者・投資家から集めたお金を使って、会社を運営しています。会社の利益や成長などの実態を正しく公開しなければ、株主・債権者・投資家の判断を誤らせ、大きな損害を与えてしまうことになりかねません。そこで、会社の実態を示す決算書の内容が正しいかどうかを担保することが、監査の役割となっています。監査が「資本主義のインフラ」とも呼ばれているのは、このためです。

会社が正しくお金を使っているか、利益が出ているかなどがわからなければ、安心して出資や融資はできません。そこで株主・債権者・投資家は、出資や融資に際して対象となる会社の決算書を参照するのですが、その決算書が正しいかどうかまではわかりません。

本当は儲かっていないのに架空の売り上げを計上したり、逆に儲かっているのに、利益を隠したりする会社も残念ながら存在します。そのため、株主・債権者・投資家を保護するため、会計士や監査法人などが決算書をチェックするように法律で定められています。

決算書が正しいかどうかを調べるやり方は、文字通り「しらみつぶし」に資料をチェックしていくものです。決算書に記載された数字の根拠となる会社の資料をくまなくチェックし、整合性を確認していきます。

もちろん、全ての資料に目を通すことはできないため、金額的・質的に重要度が高いものを優先します。請求書のチェックや会社の担当者への聞き取りだけでなく、取引先に問い合わせたり資料を取り寄せたりしながら、内部資料・外部資料の両面から調査を進めるのです。

仕訳の実例

◎消耗品費の仕訳

1. 消耗品費とは

(1) 消耗品費の定義・意味など

消耗品費とは、消耗品や少額減価償却資産、すなわち、耐用年数が1年未満のものや取得価額が10万円又は30万円未満のものに支出した費用を処理する費用勘定をいう。

(2) 消耗品費の法人・個人の別

消耗品費は法人・個人で使用される勘定科目である。

(3) 消耗品費の範囲・具体例

会計上は、耐用年数が1年未満のものは消耗品費に該当する。

しかし、取得価額が10万円未満の場合、税法（法人税法・所得税法）により、少額減価償却資産として、取得時に取得価額の全額を必要経費又は損金に算入することが認められている（→少額減価償却資産の即時償却（一時償却））。

さらに、租税特別措置法の特例により、青色申告者である中小事業者・中小企業者等の場合は、取得価額30万円未満のものについても、取得時に取得価額の全額を必要経費又は損金に算入することが認められている（→少額減価償却資産の即時償却（一時償却）の特例）。

会計実務は税法上の処理にしたがうことが多いので、この少額減価償却資産の基準である取得価額10万円又は30万円未満を基準にして、この額未満であれば、耐用年数が1年以上であっても消耗品勘定を用いて費用計上する。

これに対して、耐用年数が1年以上のもの、又は、取得価額が10万円又は30万円以上のものは、有形固定資産として資産計上し、減価償却が必要になる（→有形固定資産の減価償却）。

なお、取得価額の判定は、1個又は1組によって行う。

1組とは、例えば、パソコンであれば、本体、ディスプレイ、キーボードなども含めて、また、応接セットであれば、椅子、テーブル等の個々の価格ではなくセットの価格で判定する。

また、税込処理方式を選択している場合は税込の価格で、税抜処理方式を選択している場合は税抜の価格で判定する。

(4) 消耗品費の具体例

消耗品費として処理をするものは、事務に関するものとそれ以外に大別することもできる。

◇事務関係

- ・事務用消耗品
 - ・事務用品
 - ・文房具
 - ・筆記具（ボールペン・シャープペン・鉛筆など）
 - ・印鑑代
 - ・様式
 - ・封筒
 - ・伝票類（注文書・請求書・領収証など）
 - ・用紙
 - ・便箋
 - ・コピー用紙、ファックス用紙など
 - ・パソコン関係
 - ・キーボード・マウス
 - ・USBケーブル、LANケーブルなど
 - ・電子記録媒体
 - ・USBメモリ
 - ・CD（コンパクトディスク）、DVD、BD（ブルーレイディスク）など
 - ・印刷関係
 - ・コピー代、トナー（コピー機・ファクシミリ）など
 - ・インク（インクカートリッジ）（プリンタ）
 - ・名刺
 - ・消耗工具器具備品（10万円未満）
 - ・工具
 - ・器具備品
 - ・事務機器、机（事務机など）・椅子・本棚・ロッカー・掲示板など
 - ・携帯電話、FAXなど
 - ・IT関係
 - ・ソフトウェア（10万円未満）
 - ・ソフトウェアのライセンス料※
 - ・クラウドサービスの利用料
 - ・保守サポート
- ※ ソフトウェアのライセンス料なども10万円未満であれば消耗品費勘定で処理し、費用計上できる。

◇事務以外

- ・日用品
- ・日用消耗品

- ・ティッシュペーパー、トイレトペーパーなど
- ・ゴミ袋、洗剤など
- ・乾電池、電球・蛍光灯など
- ・食器（湯飲み・コーヒーカップなど）、お茶・コーヒーなど
- ・会社に飾る植物・花など
- ・消耗工具器具備品
 - ・少額減価償却資産
 - ・時計・掃除機・台車・湯沸器・工具類・消化器など
 - ・カーテン
 - ・絵画
 - ・空気清浄機
 - ・その他
 - ・収入印紙
 - ・ガソリン代・軽油代（ただし、軽油引取税を除く）
 - ・オイル代（オイル交換）
 - ・クリーニング代

(5) 他の勘定科目との関係

◇雑費

消耗品費と似た勘定科目に雑費がある。

そこで、消耗品費と雑費との区別基準が問題となる。この点、雑費は他のどの勘定科目にもあてはまらないものを管理するための勘定科目なので、消耗品費として計上できそうなものは消耗品費勘定で処理をすべきものと考え（私見）。

◇事務用消耗品費（事務用品費）

事務関係の消耗品は、その購入数・金額が多いため、消耗品費勘定とは別に事務用消耗品費（事務用品費）勘定を設けて処理することも多い。

(6) 消耗品費勘定の位置づけ・体系（上位概念等）

◇混合勘定

消耗品費勘定は混合勘定のひとつである。混合勘定の具体例としては次のようなものがある。

- ・総記法による場合の商品勘定
- ・消耗品・消耗品費勘定
- ・未着品勘定
- ・積送品勘定など

2. 消耗品費の決算等における位置づけ等

(1) 消耗品費の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部
> 販売費及び一般管理費 > 消耗品費

(2) 区分表示

◇販売費及び一般管理費

消耗品費は販売費及び一般管理費に属するものとして表示する。

3. 消耗品費の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 使用する勘定科目・記帳の仕方等

◇期中（購入・取得時）

費用法と資産法

期中における消耗品の会計処理については、消耗品は消費されてなくなってしまうことから、消耗品費勘定を使用して費用として処理する方法（費用法）と、消耗品も具体的なモノであることから、消耗品勘定を使用して資産として処理する方法（資産法）の2つがある。

通常は、消耗品費勘定を使用して費用処理をする。

◇期末（決算時）等

資産計上

消耗品費勘定を使用して費用処理をした場合であっても、期末に未使用分がある場合は、貯蔵品勘定を使用して資産計上するのが原則である。

具体的には、棚卸しによって決定された未使用の消耗品を消耗品費勘定の貸方に記帳するとともに貯蔵品勘定の借方に記帳して資産に計上する。

ただし、重要性に乏しいものは資産計上しなくてもよいとされており（→重要性の原則）、税法上も、每期一定数量を購入し、経常的に消費する事務用消耗品などについては、消耗品費として損金処理をしてよいとされている。

◇翌期首

振替処理

資産計上した場合、翌期首には、前期の期末在庫を消耗品費勘定の借方に記帳するとともに貯蔵品勘定の貸方に記帳して振替処理を行う（費用に振り替える）。

(2) 消耗品費の管理

◇補助科目の作成

消耗品費として処理する取引は多いので、適宜、補助科目を作成して管理する。

例えば、事務用消耗品費（事務用品費）勘定を別途設けない場合には、補助科目として「事務用品」「日用品」などを設定する。

また、先述した少額減価償却資産の即時償却（一時償却）の特例による場

合は、取得価額が10万円以上であっても30万円未満の減価償却資産については消耗品費勘定で処理をできるが、この場合も補助科目（例えば、「少額資産」など）により区別して管理しておく、と、税務上、便利である。

同特例による場合は、確定申告の際、その手続要件として、明細書の添付等が必要になる。なお、取得価額10万円未満であれば手続要件は不要である。

(4) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料等の購入高を費用としたとき

例題 ボールペン、万年筆、諸用紙、ロープ、軍手、包装紙、スリッパ、タオルなどをまとめて購入し、82万円を現金払いした。

消耗品費	820,000	現金	820,000
------	---------	----	---------

★ポイント★① 事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これに準ずるたな卸資産（各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ経常に消費するものに限る）の取得に要した費用の額を、継続してその取得をした日の属する事業年度の損金の額に算入している場合には認められます。

② 上記の金額が製品の製造等に要する費用のときは、製造原価に算入すること。

③ 次の例題2の方法もあるが、上記の方が節税になる。

2 購入時に貯蔵品として資産に計上するとき

例題 ボールペン、万年筆、諸用紙、石鹸、包装材料、作業用消耗品など、合計82万円を購入し小切手払いした。

貯蔵品	820,000	当座預金	820,000
-----	---------	------	---------

3 上記の貯蔵品を使用したとき

例題 上記の貯蔵品中、使用のため払い出したもので金額は52万円である。

消耗品費	520,000	貯蔵品	520,000
------	---------	-----	---------

★ポイント★ ムダのない節約経営に適する会計処理である。

4. 消耗品費の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・不課税（対象外）・免税の区分

消費税法上、消耗品費は課税取引に該当し、仕入税額控除の対象となる。